○関東地方整備局告示第二百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十日　関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番5号
越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
川越支店　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六
国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十三番地
大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号
ロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ハ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ニ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番5号
ホ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ヘ　川越支店　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六
ト　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
チ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十三番地
リ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号
ヌ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ル　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ヲ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ワ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番5号
カ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ヨ　川越支店　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六
タ　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
レ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十三番地
ソ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号
」を
イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ハ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ニ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番5号
ホ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ヘ　川越支店　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六
ト　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
チ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十三番地
リ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号
ヌ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ル　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ヲ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ワ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番5号
カ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ヨ　川越支店　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六
タ　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
レ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十三番地
ソ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号
」に改める。

○中部地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
郡上市八幡町島谷字古川尻一四八六番一から同市八幡町島谷字舟渡島一五三八番一七まで	前	九・九〇～一四・〇二メートル
	後	一一・一六～二四・八四　〇・二一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市八幡町島谷字古川尻一四八七番一から同市八幡町島谷字舟渡島一五三八番一七まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月二十日

○近畿地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長浜市木之本町飯浦字東山五一四番から同市木之本町大音字八田一八八五番まで	前	一一・五〇～八二・二〇メートル
	後	一一・五〇～九三・九三　一・七四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	長浜市木之本町大音字須川一八九〇番から同市木之本町大音字八田一八八五番まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月二十日

○近畿地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
近江八幡市西生来町字柳ヶ辻三〇一九番から同市西生来町字北岸前一二二六番六地先まで	前	一二・九〇～三二・九八メートル
	後	一二・七三～一三・七八　〇〇・二二五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
湖南市岩根字下ノ道四九二五番から同市岩根字下ノ道四九一三番まで	前	四一・五五～四三・八九メートル
	後	四一・五五～四三・八九　〇〇・〇五〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所